

山梨県公報

第千九百三十九号

平成二十一年

四月十三日

月 曜 日

目 次

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二一

公 告

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………二二一

基本測量の終了……………二二一

甲府都市計画道路事業の施行について……………二二一

峡東都市計画道路事業の施行について……………二二一

富士北麓都市計画道路事業の施行について……………二二一

告 示

山梨県告示第百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置 笛吹市八代町大間田字阪東二五五番三及び二五八番一

二 道路の幅員 最大六・一〇メートル 最小六・〇二メートル

三 道路の延長 三三三・一二メートル

公 告

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において読み替えて準用する第八十七条の二第八項の規定により、第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業(富士北麓水源の里地区 中山間地域総合整備事業)の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画の概要

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年五月十五日まで

三 縦覧場所

道志村役場及び山中湖村役場

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、富士・東部農務事務所長あて書面で提出してください。

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十一年三月二十七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)

二 作業期間 平成二十一年一月九日から平成二十一年三月二十七日まで

三 作業地域 甲斐市

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・八号古府中環状浅原橋線及び三・四・四号和戸町山宮島上条線

二 施行者の名称
山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

山梨県甲府市中央二丁目及び四丁目地内

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類及び名称

峡東都市計画道路事業三・四・二号上於曾駅前赤尾線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市塩山上塩後二二三九番一号 峡東建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

● 富士北麓都市計画道路事業の施行について

富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年四月十三日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類及び名称

富士北麓都市計画道路事業三・三・二号中央通り線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県大月市大月町花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番